

○ 岡山県児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格基準

1 岡山県児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格審査要領第二条第一号関係

以下のとおり、下水汚泥を安全かつ円滑に運搬する能力を有する者

イ	下水汚泥（産業廃棄物）の運搬形態	1日当たり 1車両 2往復 積込場所：児島湖流域下水道児島湖浄化センター（玉野市東七区453） 荷下場所：（公財）岡山県環境保全事業団水島クリーンセンター（倉敷市水島川崎通1-18）
ロ	積込場所での車両の稼働可能時間	午前8時30分から午後3時30分まで
ハ	運搬車両の種類及び構造	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の許可を得た運搬車両で、積載量は、9.0トン以上であること。ただし、車体寸法は、長さ7.80メートル以下、幅2.50メートル以下及び高さ3.15メートル以下であること。荷台は水密性があり、開閉可能な覆い等により飛散・流出・悪臭防止装置を備えていること。また、荷下ろしの際、荷台が後方に傾斜すること。

2 岡山県児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格審査要領第二条第二号関係

次の表の上欄に掲げる年間運搬量に応じ、下欄に掲げる区分に格付けされた者とする。ただし、複数の業務を発注する場合は、運搬車両の保有台数を考慮する。

年間運搬量	制限なし	24,000t未満	18,000t未満	12,000t未満	6,000t未満
区分	A	B	C	D	E